

議 案 第 6 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、個人市民税の均等割の税率の特例を定めるとともに、地方税法の改正に伴う下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める等所要の規定を整備するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（昭和50年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号イ中「第217条第1項第4号」を「第217条第4号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は市内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金
附則に次の2条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第15条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第11条の2の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第16条 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。